

滋賀県ソフトテニス連盟 役員選考規定

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県ソフトテニス連盟規約第9条および第10条に定める役員の選出方法に関し必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 選考委員会は、総会に諮る役員を推挙し、役員案を総会に報告する。

2 選考委員会は、次の代表者15名で構成し、内1名が委員長を兼ねる。

- ・大津支部 ・高島支部 ・草津支部 ・守山支部 ・甲賀支部
- ・近江八幡支部 ・東近江支部 ・彦根支部 ・長浜支部 ・伊香支部
- ・高体連 ・中体連 ・小学生連盟 ・レディース連盟 ・総務部長

3 選考委員会は、次の役員を推挙する。

- ・名誉会長 1名 ・名誉顧問 1名 ・顧問 若干名 ・参与 若干名
- ・会長 1名 ・副会長 若干名 ・理事長 1名 ・副理事長 若干名
- ・監事 2名

4 選考委員会は、役員改選の前年度総会開催時まで、総務部長が招集する。

(役員選出方法)

第3条 役員の定年年齢は、原則として選出時点において満70歳に達している者とする。但し名誉会長、顧問、参与、会長、副会長、監事はこの限りではない。

2 総会は、原則として選考委員会の決定を尊重するものとする。

3 常務理事は次のとおりとし、各団体及び組織より推挙する。

- ・レディース連盟、高体連、中体連、小学生連盟の代表各1名
- ・各支部代表1名
- ・各専門部正副部長
- ・総務部会計（1名）
- ・会長が必要と認めた者（若干名）

4 理事は次のとおりとし、各団体及び組織より推挙する。

- ・レディース連盟、高体連、中体連、小学生連盟からの推薦者各1名
- ・各支部推薦者1名
- ・各専門部委員（若干名）
- ・会長が必要と認めた者（若干名）

5 幹事は、理事長が推薦する。（若干名）

6 上記3～5項の、推薦による常務理事並びに理事及び会長指名による理事は、選考委員会までに決定し、各責任者より総務部長に報告する。

7 名誉会長、顧問、参与においては、選考委員会までに本人の意向を確認する。

(改正)

第4条 この規定の改正は、役員会の決議を経て改正することができる。

附則 この規定は、令和5年2月26日より施行する。